

○設計違算に関する事務取扱要領

設計違算に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、入札による契約において設計違算が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「設計違算」とは、単価の適用誤り、数量の違い、費用の計上漏れ等の理由による設計金額及び入札説明書の誤りをいう。

(開札前の対応)

第3条 市長は、入札の公告又は入札執行通知をした後、開札する前に設計違算があることが判明した場合は、当該入札を中止し、入札参加予定者に入札中止通知書(様式第1号)により通知を行う。

2 前項の規定にかかわらず、設計違算による設計金額の異動額が当初設計金額の2割以内であり、設計違算の訂正の内容及び当該部分の契約上の取扱いを入札参加者に通知することで見積り可能な場合に限り、入札事務を続行する。

(落札決定前の対応)

第4条 市長は、開札をした後、落札者を決定する前に、設計違算があることが判明した場合は、当該入札を無効とし、入札参加者に入札無効通知書(様式第2号)により通知を行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の条件を全て満たす場合に限り、入札を有効とする。

- (1) 落札候補者に変更が生じないこと。
- (2) 設計違算に係る契約変更の同意が書面で得られること。

(契約締結前の対応)

第5条 市長は、落札者を決定し、当該契約を締結する前に、設計違算があることが判明した場合は、当該入札を無効とし、入札参加者に入札無効通知書(様式第2号)により通知を行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の条件を全て満たす場合に限り、入札を有効とする。

- (1) 落札者に変更が生じないこと。
- (2) 設計違算に係る契約変更の同意が書面で得られること。

3 市長は、第1項の規定により、入札を無効とし、落札者として決定していた者に契約締結に係る損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。

(契約締結後の対応)

第6条 市長は、入札による契約を締結した後に、設計違算があり当該落札決定に誤りがあることが判明した場合は、相手方と協議し当該契約を解除する。ただし、当該契約の履行状況等により、契約を解除し難い場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により契約を解除した場合において、当該相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。

(建設工事に係る設計違算に関する疑義)

第7条 市長は、一般競争入札の開札を行った場合は、不調となったときを除き、入札参加者に対し、落札候補者の決定を保留する旨を告知する。

- 2 市長は、指名競争入札の開札を行った場合は、不調となったときを除き、入札参加者に対し、落札者の決定を保留する旨を告知する。
- 3 入札参加者は、開札日の翌日の午後3時までの間において、設計違算に関する疑義の申立てを行うことができるものとする。
- 4 市長は、前項に規定する期限までに疑義の申立てがなかった場合は、疑義の申立て期限の翌日に落札候補者又は落札者の決定の保留を解除する。
- 5 入札参加者は、第3項の疑義の申立てを行う場合は、次のとおり行うものとする。
 - (1) 当該入札の具体的な項目を示す自社の積算資料等を添付した疑義申立書（様式第3号）を総務部管財契約課窓口に提出しなければならない。
 - (2) 疑義申立書の内容が次のアからカまでのいずれかに該当する場合は、疑義の申立てとして取り扱わないものとする。
 - ア 疑義の対象となる工事が特定できないもの
 - イ 疑義が具体的でないもの又は疑義が特定できないもの
 - ウ 入札説明書等で確認できるもの
 - エ 入札説明書の内容で、質問書の受付期間中に質問を行い確認できるもの
 - オ 積算システムに起因するもの
 - カ その他当該入札に直接関係のないもの
- 6 第3項に規定する疑義の申立て期限の日及び第4項に規定する保留を解除する日が南島原市の休日を定める条例（平成18年南島原市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその日とみなす。
- 7 市長は、第3項の疑義の申立てがあった場合は、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 入札参加者に疑義申立通知書（様式第4号）により通知する。
 - (2) 方針が決定するまで、落札候補者又は落札者の決定の保留を延長する。
 - (3) 入札を無効とする場合は、第4条1項の規定にかかわらず、入札参加者に疑義申立てに係る確認結果通知書（様式第5号の1）により通知する。
 - (4) 設計違算がない場合又は第4条第2項に該当する場合は、入札参加者に疑義申立てに係る確認結果通知書（様式第5号の2）により通知する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

第 号
年 月 日

入 札 中 止 通 知 書

様

南島原市長



下記の案件に係る競争入札について、当該入札執行を中止するので通知します。

記

- 1 入札執行日
- 2 案 件 名
- 3 中止の理由

第 号
年 月 日

入 札 無 効 通 知 書

様

南島原市長



下記の案件に係る競争入札について、当該入札執行を無効とするので通知します。

記

- 1 開 札 日
- 2 案 件 名
- 3 無 効 の 理 由
- 4 今 後 の 取 扱 い

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

南島原市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

㊟

疑義申立書

下記のとおり、建設工事の入札に係る積算内容等について疑義を申し立てます。

記

開 札 日	
工 事 名	
疑義内容	

注1 疑義の具体的な項目を記載し、自社の積算資料等を添付してください。

注2 疑義の申立て期限を過ぎた場合は、受け付けません。

第 号
年 月 日

疑義申立通知書

様

南島原市長



下記の建設工事に係る競争入札について、疑義申立書が提出されましたので通知します。

記

- 1 開 札 日
- 2 工 事 名

第 号
年 月 日

疑義申立てに係る確認結果通知書

様

南島原市長



下記の建設工事に係る疑義の申立てについて、疑義の確認の結果を通知します。

記

- 1 開 札 日
- 2 工 事 名
- 3 結 果 入札を無効とする
- 4 理 由
- 5 今後の取扱い

第 号
年 月 日

疑義申立てに係る確認結果通知書

様

南島原市長



下記の建設工事に係る疑義の申立てについて、疑義の確認の結果を通知します。

記

- 1 開 札 日
- 2 工 事 名
- 3 結 果 入札を有効とする
- 4 理 由